

○厚生労働省令第二百八号  
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を定める。

厚生労働大臣 田村 憲久

令和二年十二月二十五日

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。  
 次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
<p>（移送費の支給の申請）</p> <p><b>第八十二条</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4（略）</p> <p>（傷病手当金の支給の申請）</p> <p><b>第八十四条</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4（略）</p> <p>（出産手当金の支給の申請）</p> <p><b>第八十七条</b>（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>5・6（略）</p> <p><b>第九十九条</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4（略）</p>	<p>（移送費の支給の申請）</p> <p><b>第八十二条</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4（略）</p> <p>（傷病手当金の支給の申請）</p> <p><b>第八十四条</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4（略）</p> <p>（出産手当金の支給の申請）</p> <p><b>第八十七条</b>（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日及び氏名を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>5・6（略）</p> <p><b>第九十九条</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4（略）</p>	<p>（移送費の支給の申請）</p> <p><b>第八十二条</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4（略）</p> <p>（傷病手当金の支給の申請）</p> <p><b>第八十四条</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4（略）</p> <p>（出産手当金の支給の申請）</p> <p><b>第八十七条</b>（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日及び氏名を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>5・6（略）</p> <p><b>第九十九条</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4（略）</p>	<p>（移送費の支給の申請）</p> <p><b>第八十二条</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4（略）</p> <p>（傷病手当金の支給の申請）</p> <p><b>第八十四条</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4（略）</p> <p>（出産手当金の支給の申請）</p> <p><b>第八十七条</b>（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日及び氏名を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>5・6（略）</p> <p><b>第九十九条</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4（略）</p>

(医療法施行規則等の一部改正)  
第十条 次に掲げる省令の規定中「三」を削る。

- 一 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）附則様式第一、附則様式第二、附則様式第四、附則様式第五、附則様式第七、附則様式第八、別記様式第一の三及び別記様式第一の四
  - 二 狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）別記様式第四
  - 三 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十一年厚生省令第十三号）様式第一号（表面）、様式第二号の二（表面）及び様式第二号（表面）
  - 四 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則（平成五年厚生省令第四十三号）別記様式第一
  - 五 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）様式第一号及び様式第二号
  - 六 厚生労働省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第五十三号）様式第一から様式第八まで
  - 七 臨床研究法施行規則（平成三十年厚生労働省令第十七号）様式第一から様式第五（第一面）まで、様式第七から様式第十二（第一面）まで及び様式第十三（死体解剖保存法施行規則の一部改正）
- 第十一条 死体解剖保存法施行規則（昭和二十四年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第三号書式までの書式中「四」を削る。  
第四号書式を次のように改める。

第四号書式

死体解剖資格認定申請書

住所

氏名

年 月 日 生

一 医師又は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及び医籍又は歯科医籍登録番号

二 主として行おうとする解剖の種類（系統、病理、法医学の別）

三 主として行おうとする場所

四 罰金以上の刑に処せられたことの有無（あるときはその罪及び刑）

右により資格を認定されたい。

年 月 日

取 入  
印 紙

氏 名

厚生労働大臣 殿

第五号書式中「四」を削る。  
第六号様式を次のように改める。

第六号書式

解剖用死体（死胎）交付申請書

一 死者の氏名、性別及び年齢（死胎の場合は、父母の氏名、性別及び妊娠月数）

二 死亡の年月日時（死胎の場合は、分、ハ年月日時）

三 解剖の目的

四 埋葬又は火葬の予定場所

右により死体（死胎）を交付されたい。

年 月 日

〇〇医科大学（〇〇大学医学部）長

氏 名

市町村長 殿

別記第八号様式から別記第十四号様式まで及び別記第十七号様式から別記第十九号様式までの様式中「㉞」を削る。

(覚醒剤取締法施行規則等の一部改正)

第十四条 次に掲げる省令の規定中「㉞」を削る。

一 覚醒剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）別記第一号様式、別記第二号様式の二、別記第三号様式の二、別記第五号様式から別記第八号様式まで、別記第十号様式から別記第十二号様式まで及び別記第十五号様式から別記第十八号様式まで

二 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）第一号様式から第三号様式まで

三 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律に基づく事実調査に関する省令（昭和三十一年厚生省令第五十七号）別記様式

四 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第三十七号）様式第一

五 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による届出に関する省令（昭和四十六年厚生省令第二十号）別記様式

六 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）様式第三号

七 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）様式第二号から様式第十号まで

八 年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十号）別記様式第一から別記様式第三まで

九 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号）附則様式第一号から附則様式第一号の三まで

十 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第六十九号）のうち別記第一号様式の次に一様式を加える改正規定及び別記第二十号様式の次に一様式を加える改

正規定

(診療放射線技師法施行規則の一部改正)

第十五条 診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

## 第16号様式の2

## けし災害補償金交付申請書

栽培許可証の番号		第 号		許可の年月日		年 月 日	
災害の 種類	災害発生 の場所	面積 (アール)	災害の日時		被害程度	摘 要	
			月 日 時から 月 日 時まで				
無被害							
計							
災害地略図		別紙のとおり					
<p>上記のとおり、災害が生じたのでけし災害補償金の交付を受けたく申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>厚生労働大臣 殿</p>							

第二十三条 第十七号様式及び第十八号様式中「㊸」を削る。  
 (厚生年金保険法施行規則の一部改正)  
 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十六号様式の二を次のように改める。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A列4番とすること。
- 2 災害地略図の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別紙の略図を添付すること。

(表面)

様式第五号から様式第七号までを次のように改める。  
様式第五号(第十三条の三条関係)

<table border="1"> <tr><td>様式コード</td></tr> <tr><td>9 2 9 9</td></tr> </table>		様式コード	9 2 9 9	健康保険 厚生年金保険 <b>任意適用申請書</b>
様式コード				
9 2 9 9				
令和 年 月 日提出				
提出者記入欄	事業所所在地	下記のとおり、別紙同意書を添えて、申請します。 〒 - (フリガナ)		
	事業所名称	(フリガナ)		
	事業主氏名			
	電話番号			
		<table border="1"> <tr><td>社会保険労務士記載欄</td></tr> <tr><td>氏名等</td></tr> </table>	社会保険労務士記載欄	氏名等
社会保険労務士記載欄				
氏名等				
事業所記入欄	① 事業の種類			
	② 被保険者となるべき者の数			
	③ 備考			

(裏面)

記入方法	
①事業の種類	: 健康保険法第3条第3項第1号又は厚生年金保険法第6条第1項第1号の区分に従ってご記入ください。 ※区分は「事業所業態分類票」で確認できます。
②被保険者となるべき者の数	: 被保険者となる条件を満たす従業員の人数を記入してください。
③備考	: この申請と同時に、その事業所について、健康保険組合の設立又は事業所の編入に関する規約変更の認可申請をする場合には、その旨をご記入ください。

備考1 : この用紙は、A列4番とすること。

2 : 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

(表面)

様式第六号(第十四条関係)

様式コード 9 2 9 9		健康保険 厚生年金保険		<b>任意適用取消申請書</b>	
令和 年 月 日提出					
提出者記入欄	事業所整理記号	<input type="text"/>			
	事業所所在地	下記のとおり、別紙同意書を添えて、申請します。 〒 <input type="text"/>			
	事業所名称	<input type="text"/>			
	事業主氏名	<input type="text"/>			
電話番号	( <input type="text"/> )				
		社会保険労務士記載欄		<input type="text"/>	
事業所記入欄	①	事業の種類	<input type="text"/>		
	②	被保険者数	<input type="text"/>		
	③	名称	<input type="text"/>		
		所在地	<input type="text"/>		
健康保険組合	解散するかしないかの別	<input type="text"/>			

(裏面)

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時又は名称・所在地変更時に付された記号を記入してください。

事業所整理記号	0	1	-	イ	ロ	ハ
---------	---	---	---	---	---	---

①事業の種類 : 健康保険法第3条第3項第1号又は厚生年金保険法第6条第1項第1号の区分に従って記入してください。  
※区分は「事業所業態分類票」で確認できます。

②被保険者数 : 被保険者数を記入してください。

③健康保険組合 : 健康保険組合に加入している場合のみ、記入してください。

備考1 : この用紙は、A列4番とすること。

備考2 : 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

(表面)

様式第七号(第十五条及び第十五条の二関係)

様式コード
2 2 0 0

健康保険  
厚生年金保険  
(兼)厚生年金保険

被保険者資格取得届  
70歳以上被用者該当届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号	事業所番号
	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。	
	事業所所在地	
	事業所名称	
	事業主氏名	
電話番号		( )

社会保険労務士記載欄	
氏名等	

被保険者1	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日 5昭和 7平成 9令和	年	月	日	④ 種別 1. 男 2. 女 3. 坑内員 5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)	
	⑤ 取得区分 1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号 基礎年金番号	⑦ 取得(該当)年月日 9令和	年	月	日	⑧ 被扶養者 0. 無 1. 有	
	⑨ 報酬月額 ⑨(通貨) ⑨(現物)	⑩ (合計 ⑨+⑩)	⑪ 備考					
	⑫ 住所	〒 ー						

被保険者2	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日 5昭和 7平成 9令和	年	月	日	④ 種別 1. 男 2. 女 3. 坑内員 5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)	
	⑤ 取得区分 1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号 基礎年金番号	⑦ 取得(該当)年月日 9令和	年	月	日	⑧ 被扶養者 0. 無 1. 有	
	⑨ 報酬月額 ⑨(通貨) ⑨(現物)	⑩ (合計 ⑨+⑩)	⑪ 備考					
	⑫ 住所	〒 ー						

被保険者3	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日 5昭和 7平成 9令和	年	月	日	④ 種別 1. 男 2. 女 3. 坑内員 5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)	
	⑤ 取得区分 1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号 基礎年金番号	⑦ 取得(該当)年月日 9令和	年	月	日	⑧ 被扶養者 0. 無 1. 有	
	⑨ 報酬月額 ⑨(通貨) ⑨(現物)	⑩ (合計 ⑨+⑩)	⑪ 備考					
	⑫ 住所	〒 ー						

被保険者4	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日 5昭和 7平成 9令和	年	月	日	④ 種別 1. 男 2. 女 3. 坑内員 5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)	
	⑤ 取得区分 1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号 基礎年金番号	⑦ 取得(該当)年月日 9令和	年	月	日	⑧ 被扶養者 0. 無 1. 有	
	⑨ 報酬月額 ⑨(通貨) ⑨(現物)	⑩ (合計 ⑨+⑩)	⑪ 備考					
	⑫ 住所	〒 ー						

(裏面)

## 記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時又は名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

事業所整理記号	0	1	-	イ	ロ	ハ	事業所番号	1	2	3	4	5
---------	---	---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---

①被保険者整理番号 : 提出順に被保険者整理番号を払い出しますので、記入する必要はありません。

②氏名 : 氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。

③生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照し記入してください。

昭和	平成	令和	年	月	日
7	6	9	3	0	5
0	0	0	0	0	3

④種別 : 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

	男子	女子	坑内員
一般(基金未加入)	1	2	3
厚生年金基金加入員	5	6	7

⑤取得区分 : 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

1. 健保・厚年	健康保険・厚生年金保険の被保険者となったとき(船員保険適用者を除く)
3. 共済出向	共済組合から公庫等へ出向した職員であるとき
4. 船保任継	船員任意継続被保険者であるとき

⑥個人番号(基礎年金番号) : 本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、必ず個人番号を記入してください。

⑦取得(該当)年月日 : 適用事業所に使用されるに至った日(事実上の使用関係が発生した日)、(70歳以上被用者該当届としての提出の場合は、70歳以上被用者に該当した日)、その使用される事業所が適用事業所となった日等を記入してください。

⑧被扶養者 : 健康保険の被扶養者がある場合は「1.有」を、ない場合は「0.無」を○で囲んでください。

「1.有」の場合は『被扶養者(異動)届』の届出が別途必要です。

⑨報酬月額 : 「㊦(通貨)」は給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われる全ての合計金額を記入してください。

※1 臨時に支払うものや、3月を超える期間ごとに支払う賞与等は対象となりません。

※2 週給の場合は、報酬額を7で割って得た額の30倍に相当する金額をご記入ください。

※3 実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1カ月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額を記入してください。

「㊧(現物)」は、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。

現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。

⑩備考 : 必要に応じて記入してください。

⑪住所 : 住所を記入してください。

※日本年金機構に提出する際「⑥個人番号」欄に個人番号を記入した場合、住所記入は不要です。

※健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、住所の記入は不要です。

備考1 : この用紙は、A列4番とすること。

2 : 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届

年金手帳の基礎年金番号	生年月日(西暦)	性別	住民票の有無
.....	年 月 日	1 男 2 女	1 無 2 有

被保険者氏名

氏名記入欄 (フリガナ)	.....	
	.....	

※「漢字氏名」「通称名」をお持ちの方は、下記の欄に記入してください(記入は任意です)。

漢字氏名記入欄 (フリガナ)	.....	.....
.....	.....	.....
通称名記入欄 (フリガナ)	.....	.....
.....	.....	.....

※当該被保険者がローマ字氏名をお持ちでない場合は、その理由をチェック(✓)してください。

理由記入欄	<input type="checkbox"/> 短期在留者であるため <input type="checkbox"/> 海外に住所を有している者であるため <input type="checkbox"/> 在留カード(または特別永住者証明書)にローマ字氏名が記載されていないため <input type="checkbox"/> その他 理由( )
-------	--

【記入上の注意】

- 1 「住民票の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 フリガナは、被保険者資格取得届に記入したものと同じものを記入してください。
- 3 ローマ字氏名は、在留カード若しくは特別永住者証明書又は住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。なお、ローマ字氏名をお持ちでない方については、「ローマ字氏名欄」に被保険者資格取得届等に記載したカナ氏名を記入のうえ、「理由記入欄」にその理由を記入してください。

事業所所在地	〒 - 令和 年 月 日 提出
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	( ) -

社会保険労務士の提出代行者欄

.....
-------

様式第七号の三から様式第九号の二までを次のように改める。  
様式第七号の三(第十五条及び第二十一条関係)

(表面)

様式第七号の四 (第十五条の二関係)

様式コード  
2 2 6 9

# 70歳到達届

厚生年金保険  
(兼) 厚生年金保険

被保険者資格喪失届  
70歳以上被用者該当届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号	事業所番号
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒
	事業所名称	
	事業主氏名	
	電話番号	( )

社会保険労務士記載欄
氏 名 等

この届書は、在職中に70歳に到達された方について提出していただくものです。

被保険者欄	① 被保険者整理番号	② 氏 名	③ 生 年 月 日	5.昭和 7.平成 9.令和	年 月 日
	④ 個人番号 [基礎年金番号]	⑤ 備 考			
資格喪失欄	⑥ 喪失年月日	9.令和	年 月 日	⑦ 喪失原因	6. 70歳到達 (厚生年金保険のみ喪失)
被用者該当欄	⑧ 該当年月日	9.令和	年 月 日	⑨ 報 酬 月 額	⑦(通貨) 円 ⑧(現物) 円 ⑩(合計 ⑦+⑧) 円

(裏面)

## 記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時又は名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

事業所整理記号			0	1	-	イ	ロ	ハ			事業所番号	1	2	3	4	5
---------	--	--	---	---	---	---	---	---	--	--	-------	---	---	---	---	---

## &lt;被保険者欄&gt;

①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ず記入してください。

②氏名 : 氏名を記入してください。

③生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照し記入してください。

5 昭和																	
7 平成	2	2	年	0	5	月	0	3	日								
9 令和																	

④個人番号 (基礎年金番号) : 本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、記入不要です。

⑤備考 : 必要に応じて記入してください。

## &lt;資格喪失欄&gt;

⑥喪失年月日 : 70歳の誕生日の前日を記入してください。

## &lt;被用者該当欄&gt;

⑧該当年月日 : 70歳の誕生日の前日を記入してください。

⑨報酬月額 : 「㉞(通貨)」には、給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額を記入してください。

※1 臨時に受けるものや、3月を超える期間ごとに受ける賞与等は対象なりません。

※2 週給の場合は、報酬額を7で割って得た額の30倍に相当する金額を記入してください。

※3 実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1カ月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額を記入してください。

「㉟(現物)」には、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。

現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。

(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)

「㊦(合計 ㉞+㉟)」には、「㉞(通貨)」と「㉟(現物)」を合計した金額を記入してください。

備考1 : この用紙は、A列4番とすること。

2 : 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

(表面)

様式第八号 (第十八条関係)

様式コード
2 2 2 5

健康保険  
厚生年金保険  
(兼) 厚生年金保険

被保険者報酬月額算定基礎届  
70歳以上被用者算定基礎届

令和 年 月 日提出

事業所整理記号

提出者記入欄

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号 ( )

社会保険労務士記載欄

氏名等

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑦ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月 報酬月額		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑩ 備考	
	⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)		⑮ 平均額		

1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑩
	健	厚	年 月	年 月	千円	千円	1. 昇給 月 月 2. 降給	月 月	円
	⑨支給月 4 月	⑩日数 日	⑪通貨 円	⑫現物 円	⑬合計(⑪+⑫) 円	⑭総計 円	⑮平均額 円	⑯修正平均額 円	
	5 月	日	円	円	円	円	円	円	
	6 月	日	円	円	円	円	円	円	

2	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑩
	健	厚	年 月	年 月	千円	千円	1. 昇給 月 月 2. 降給	月 月	円
	⑨支給月 4 月	⑩日数 日	⑪通貨 円	⑫現物 円	⑬合計(⑪+⑫) 円	⑭総計 円	⑮平均額 円	⑯修正平均額 円	
	5 月	日	円	円	円	円	円	円	
	6 月	日	円	円	円	円	円	円	

3	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑩
	健	厚	年 月	年 月	千円	千円	1. 昇給 月 月 2. 降給	月 月	円
	⑨支給月 4 月	⑩日数 日	⑪通貨 円	⑫現物 円	⑬合計(⑪+⑫) 円	⑭総計 円	⑮平均額 円	⑯修正平均額 円	
	5 月	日	円	円	円	円	円	円	
	6 月	日	円	円	円	円	円	円	

4	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑩
	健	厚	年 月	年 月	千円	千円	1. 昇給 月 月 2. 降給	月 月	円
	⑨支給月 4 月	⑩日数 日	⑪通貨 円	⑫現物 円	⑬合計(⑪+⑫) 円	⑭総計 円	⑮平均額 円	⑯修正平均額 円	
	5 月	日	円	円	円	円	円	円	
	6 月	日	円	円	円	円	円	円	

5	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑩
	健	厚	年 月	年 月	千円	千円	1. 昇給 月 月 2. 降給	月 月	円
	⑨支給月 4 月	⑩日数 日	⑪通貨 円	⑫現物 円	⑬合計(⑪+⑫) 円	⑭総計 円	⑮平均額 円	⑯修正平均額 円	
	5 月	日	円	円	円	円	円	円	
	6 月	日	円	円	円	円	円	円	

(裏面)

**記入方法**

**提出者記入欄**

: 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時又は名称・所在地変更時に付された記号を記入してください。

事業所 整理記号	0	1	-	イ	ロ	ハ
-------------	---	---	---	---	---	---

①被保険者整理番号

: 資格取得時に払い出された被保険者整理番号を、必ず記入してください。

③生年月日

: 該当する元号の番号と、年月日を下図のように記入してください。

【元号】 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和  
 【記入例】 昭和63年5月3日の場合

③ 5-630503

⑦昇(降)給

: 4月～6月の支払期において、昇給又は降給のあった月の支払月を記入し、該当する昇給又は降給の区分を○で囲んでください。

⑧遡及支払額

: 4月～6月の支払期において、遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分を記入してください。

⑩給与計算の基礎日数

: 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数を記入してください。月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いて記入してください。

※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。

⑪通貨によるものの額

: 給料・手当等名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われる全ての合計金額を記入してください。※昇給が遡ったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し、「⑧遡及支払額」に支給月と差額を記入してください。

⑫現物によるものの額

: 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)

⑬合計

: 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額を記入してください。

⑭総計

: 「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上月の「⑬合計(⑪+⑫)」を総計した金額を記入してください。

※「パート」の場合で17以上の月がない場合は、15日以上月の「⑬合計(⑪+⑫)」を総計してください。

⑮平均額

: 「⑭総計」で算出した金額を、「⑩給与計算の基礎日数」が17以上の月数で除して得た金額を記入してください。算出した平均額は、1円未満を切り捨ててください。

※「パート」の場合で17以上の月がない場合は、15以上の月数で除してください。

⑯修正平均額

: 遅配分給与の支払いや昇給が遡ったことにより、対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額を記入してください。低額の休職給がある場合は、休職給の支払いがあった月を除いた月数・総計をもとに平均額を算出してください。

⑰個人番号

(基礎年金番号)

: 70歳以上被用者の方のみ記入が必要になります。本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、記入不要です。

⑱備考

: 必要に応じて記入してください。

備考1: この用紙は、A列4番とすること。

2: 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

(表面)

様式コード
2 2 2 1

### 健康保険 被保険者報酬月額変更届

厚生年金保険

(兼)厚生年金保険

### 70歳以上被用者月額変更届

令和 年 月 日提出

事業所 整理番号	-
-------------	---

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。

事業所 所在地	-
事業所 名称	
事業主 氏名	
電話番号	( )

社会保険労務士記載欄
氏 名 等

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑦ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額				⑥ 従前改定月 報酬月額		⑦ 昇(降)給		⑧ 遷及支払額	
	⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	⑪ 通算によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 備考	

1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔
	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙
	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜
	⑰	⑱	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳

2	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔
	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙
	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜
	⑰	⑱	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳

3	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔
	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙
	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜
	⑰	⑱	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳

4	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔
	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙
	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜
	⑰	⑱	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳

5	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔
	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙
	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜
	⑰	⑱	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳

様式第九号(第十九条関係)

(裏面)

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時又は名称・所在地変更時に付された記号を記入してください。

事業所整理記号	0	1	-	イ	ロ	ハ
---------	---	---	---	---	---	---

- ①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出された被保険者整理番号を、必ず記入してください。
- ②生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のように記入してください。  
 【元号】 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和  
 【記入例】 昭和63年5月3日の場合 ③ 5-630503
- ④改定年月 : 標準報酬月額が改定される年月を記入してください。「⑨給与支給月」で記入した3カ月目の翌月となります。
- ⑤従前の標準報酬月額 : 現在の標準報酬月額を千円単位で記入してください。
- ⑥従前改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月を記入してください。
- ⑦昇(降)給 : 昇給又は降給のあった月の支払月を記入し、該当する昇給又は降給の区分を○で囲んでください。
- ⑧遡及支払額 : 遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分を記入してください。
- ⑨給与支給月 : 固定的賃金の変動が反映した月から3カ月分の月について記入してください。
- ⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数を記入してください。  
 月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いて記入してください。  
 ※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
- ⑪通貨によるものの額 : 給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われる全ての合計金額を記入してください。  
 ※昇給が遡ったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額を記入してください。
- ⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。  
 現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
- ⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額を記入してください。
- ⑭総計 : 3カ月間の「⑬合計」を総計してください。
- ⑮平均額 : 「⑭総計」の金額を3で除して平均額を算出し、1円未満を切り捨ててください。
- ⑯修正平均額 : 昇給が遡ったため対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額を記入してください。
- ⑰個人番号 (基礎年金番号) : 70歳以上被用者の方のみ記入が必要になります。本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、記入不要です。
- ⑱備考 : 必要に応じて記入してください。

備考1 : この用紙は、A列4番とすること。

2 : 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

(表面)

様式第九号の二(第十九条の五関係)

様式コード
2 2 6 5

健康保険  
厚生年金保険  
(兼)厚生年金保険

### 被保険者賞与支払届 70歳以上被用者賞与支払届

令和 年 月 日

事業所整理記号	—
---------	---

提出者記入欄

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。

〒 —

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号 ( )

社会保険労務士記載欄

氏名等

項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	⑦ 個人番号(基礎年金番号) ※70歳以上被用者の場合のみ
	④ 賞与支払年月日	⑤ 賞与支払額	⑥ 賞与額(千円未満は切捨て)	⑧ 備考

共通	④ 賞与支払年月日(共通)	9.令和 年 月 日
----	---------------	------------

1	①	②	③	⑦
	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤(通貨) ⑥(現物)	⑥(合計⑤+⑥)千円未満は切捨て	⑧
	9.令和 年 月 日	円	円	.000 円
2	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤(通貨) ⑥(現物)	⑥(合計⑤+⑥)千円未満は切捨て	⑧
	9.令和 年 月 日	円	円	.000 円
3	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤(通貨) ⑥(現物)	⑥(合計⑤+⑥)千円未満は切捨て	⑧
	9.令和 年 月 日	円	円	.000 円
4	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤(通貨) ⑥(現物)	⑥(合計⑤+⑥)千円未満は切捨て	⑧
	9.令和 年 月 日	円	円	.000 円
5	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤(通貨) ⑥(現物)	⑥(合計⑤+⑥)千円未満は切捨て	⑧
	9.令和 年 月 日	円	円	.000 円
6	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤(通貨) ⑥(現物)	⑥(合計⑤+⑥)千円未満は切捨て	⑧
	9.令和 年 月 日	円	円	.000 円
7	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤(通貨) ⑥(現物)	⑥(合計⑤+⑥)千円未満は切捨て	⑧
	9.令和 年 月 日	円	円	.000 円
8	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤(通貨) ⑥(現物)	⑥(合計⑤+⑥)千円未満は切捨て	⑧
	9.令和 年 月 日	円	円	.000 円
9	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤(通貨) ⑥(現物)	⑥(合計⑤+⑥)千円未満は切捨て	⑧
	9.令和 年 月 日	円	円	.000 円
10	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤(通貨) ⑥(現物)	⑥(合計⑤+⑥)千円未満は切捨て	⑧
	9.令和 年 月 日	円	円	.000 円



様式第十号の二を次のように改める。

(表面)

様式コード	2207
届書コード	207

健康保険 被保険者氏名変更届

① 事業所整理記号	② 被保険者整理番号	③ 個人番号(又は基礎年金番号)	④ 生年月日	⑤ 種別(性別)
※	(氏)	(名)	明 1 3   年   月   日 大 昭 5 7 平 全 9	1. 2. 3. 5. 6. 7.
⑤ 被保険者の氏名(変更後)	(フリガナ)	⑥ 変更前の氏名	(氏)	(名)
令和 年 月 日 提出				
⑦ 健康保険被保険者証不要 . 0 1				⑧ 備考
※				送信

◎ 記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。  
 ※ 「印欄」は裏面に書いてありませんのでご覧ください。

事業所所在地	届書記人の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒
事業所名称	
事業主氏名	
電 話	( 局) 番

社会保険労務士記載欄	氏名等
------------	-----

(裏面)

## 【記入の方法】

1. ③は、本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。

2. ④の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、例えば、昭和32年2月7日生まれの場合は、

「	明	1	年	月	日
	大	3			
	昭	3	2	0	2
	和	7			7
	平				
	成	9			

のように記入してください。

3. ⑦は、被保険者が坑内員以外の男子であるときは「1」を、女子であるときは「2」を、坑内員であるときは「3」を○印で囲んでください。ただし、厚生年金基金の加入員であって、坑内員以外の男子であるときは「5」を、女子であるときは「6」を、坑内員であるときは「7」を○印で囲んでください。

4. ⑤の「フリガナ」は、カタカナで正確に記入してください。

5. ⑧は、被保険者整理番号又は年金手帳の基礎年金番号の通知をまだ受けていないときは、その旨を記入してください。

6. 本手続は電子申請による届出も可能です。

なお、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び厚生年金保険においては、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

様式第三十六号(第一百七条関係)

様式第三十六号を次のように改める。

第二十四条 齒科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一片

送付書・領収証書		国庫金	第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: 5px;">(収納職員所属氏名)</div> </div>		下記の金額を領収しました。 (領収年月日及び領収者名)	
		令和 年度	
		年金特別会計(0343)	内閣府及び厚生労働省所管
		(庁名) 厚生労働省年金局(〇〇〇)	
送付金額	千 百 十 円	千 百 十 円	
翌年度6月1日以降現年度歳入組入			

第二片

領 収 控		国庫金	送	第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: 5px;">(収納職員所属氏名)</div> </div>		下記の金額を領収しました。 (領収年月日及び領収者名)		
		令和 年度		
		年金特別会計(0343)	内閣府及び厚生労働省所管	
		(庁名) 厚生労働省年金局(〇〇〇)		
送付金額	千 百 十 円	千 百 十 円		
翌年度6月1日以降現年度歳入組入				

第三片

領収済通知書		国庫金	第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: 5px;">(収納職員所属氏名)</div> </div>		下記の金額を領収しました。 (領収年月日及び領収者名)	
		令和 年度	
		年金特別会計(0343)	内閣府及び厚生労働省所管
		(庁名) 厚生労働省年金局(〇〇〇)	
送付金額	千 百 十 円	千 百 十 円	
翌年度6月1日以降現年度歳入組入			

備 考

1. 用紙寸法は各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
2. 各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
3. 各片に共通する事項(あらかじめ印刷する事項を除く。)は、複写により記入するものとする。
4. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

様式第二  
様式第二を次のように改める。

弔慰料順位変更請求書

氏名及び生年月日 (ふりがな)	年	月	日生	終戦時の職業又は身分
	年	月	日	戦時死亡宣告の裁判 確定日
除籍時の本籍地	戦時死亡宣告を受けた者との続柄	戦時死亡宣告を受けた者との続柄	戦時死亡宣告を受けた者との続柄	年
氏名	氏名	氏名	氏名	月
従前の居住地	生死不明の事情及び期間	生死不明の事情及び期間	生死不明の事情及び期間	日
生死不明者	次順位者	次順位者	次順位者	

右のとおり弔慰料を受けるべき順位にある者が生死不明ですから、次順位者を弔慰料を受けるべき者とみなすよう請求します。

令和 年 月 日

請求者

都道府県知事 氏名 殿

記載上の注意

「終戦時の職業又は身分」欄は、戦時死亡宣告を受けた者が、未復員者である場合は所属部隊名及び階級を、未帰還公務員である場合は所属庁名及び官等を記載すること。  
(老齢福祉年金支給規則の一部改正)

第三十二条 老齢福祉年金支給規則(昭和三十四年厚生省令第十七号)の一部を次のように改正する。  
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(申請書等の記載事項)

第十二条の二 第三条、第六条から第九条の二まで及び前条の申請書又は届書には、申請者又は届出人の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載しなければならない。  
(口頭による請求)

第四十条 (略)

2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基いて請求書、申請書又は届書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに氏名を記載しなければならない。

改正前

(申請書等の記載事項)

第十二条の二 第三条、第六条から第九条の二まで及び前条の申請書又は届書には、申請者又は届出人の住所及び申請又は届出の年月日を記載し、記名押印又は署名しなければならない。  
(口頭による請求)

第四十条 (略)

2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基いて請求書、申請書又は届書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに記名押印又は署名しなければならない。

様式第二号 (第二条関係)

(表 面)

国民年金老齢福祉年金所得状況届

日本年金機構 殿

令和 年 月 日提出

様式第二号を次のように改める。

受 給 権 者		個人番号(又は年金 証書の記号番号) 年金コード	住 所	
		氏 名		
配 偶 者		氏 名	住 所	
① 扶 養 義 務 者 等		氏 名	住 所	
		受給権者との続柄		
所得状況		受給権者の所得状況	配偶者の所得状況	①の扶養義務者等の所得状況
扶養親族等・控除				
②	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 人) (うち特定扶養親族の数 人) (うち控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)の数 人)	人 (うち老人扶養親族の数 人)	人 (うち老人扶養親族の数 人)
	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無	有(70歳以上・70歳未満)・無	有・無	有・無
③ 前年の所得額		円	円	円
④ 控 除	雑 損	円	円	円
	医 療 費	円	円	円
	社 会 保 険 料	円		
	小規模企業共済等掛金	円	円	円
	配 偶 者 特 別	円	円	円
	障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人
	特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人
	障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の別	障・特障・寡・勤	障・特障・勤	障・特障・寡・寡特・勤
地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額	円	円	円	
※ 控 除 後 の 所 得 額		円	円	円
※ 審 査				
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日 市区町村長 ㊟				
この届書に係る私並びに私の配偶者及び①の扶養義務者等(以下「私等」という。)の資産及び収入につき、日本年金機構が市町村長に調査を嘱託することに同意します。 また、日本年金機構の調査の嘱託に対し、市町村長が報告することについて、私等が同意している旨を市町村長に伝えて構いません。 氏名			※ 送 付 令和 年 月 日 第 号	

公的年金受給状況 受けている 申請中 受けていない (A列4番)

◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。 ◎ 字は楷書ではつきりにご記入ください。  
◎ ※印の欄は、記入しないでください。

## (裏 面)

## 注 意

## ①の欄

老齢福祉年金を受けることができる人は、あなたの子、父母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、主としてあなたの生計を維持している人についてご記入ください。

## ②の欄

上段には、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数をご記入ください。なお、受給権者の所得状況については、所得税法に定める老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数を、配偶者の所得状況及び①の扶養義務者等の所得状況については、同法に定める老人扶養親族の数を、( )内に再掲してください。

下段には、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の有無をご記入ください。

## ③の欄

前年の所得のうち、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をご記入ください。なお、所得の額がないときは、「なし」とご記入ください。

## ④の欄

- 1 「雑損」、「医療費」、「社会保険料」、「小規模企業共済等掛金」及び「配偶者特別」は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除を受けたときは、それぞれの控除額をご記入ください。
- 2 「障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数をご記入ください。
- 3 「特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、②の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数をご記入ください。
- 4 「障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の別」は、地方税法で定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦控除の特例の適用を受ける者以外の寡婦(寡夫)若しくは寡婦控除の特例の適用を受ける者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 5 「地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額」は、地方税法附則第6条第1項(肉用牛の売却による農業所得の免除)の免除を受けているときだけ、その免除に係る所得額をご記入ください。

## 添付書類

この届には、次の書類を添えてご提出ください。なお、資産及び収入の状況につき日本年金機構が市町村長に調査を囑託することに同意するとき、又は市町村長からこの届にこれらの書類に代わる証明を受けたときは、添える必要がありません。

- 1 あなたの前年の所得の額が、159万5千円以下であるときは、その事実についての市町村長の証明書
- 2 あなたの前年の所得の額が、159万5千円より多いときは、次の書類
  - (1) 前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の数についての市町村長の証明書
  - (2) ④の欄に記入すべき事実があるときは、その事実についての市町村長の証明書
- 3 あなたの前年の所得額が159万5千円（同一生計配偶者及び扶養親族があるときは、159万5千円にその者1人につき38万円（その者が、同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、その者1人につき48万円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満に限る。）であるときは、その者1人につき63万円）を加算した額とする。）以下である場合で、配偶者又は①の欄に記載すべき者があるときは、これらの者の所得について、前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに老人扶養親族の数についての市町村長の証明書、並びに上記2の(2)に掲げる書類



(裏 面)

注 意

## ①の欄

災害の種類は、震災、水害、火災などの別のほか、〇〇台風などのように、なるべく詳しくご記入ください。

## ②の欄

- 1 財産は、被災者又はその同一生計配偶者や扶養親族の名義のものでなければなりません。
- 2 その他の財産の( )には、機械、器具、荷車、漁船、牛馬、水車などの事業用の財産の別をご記入ください。

## ③の欄

- 1 被災前の財産の概要とその価格には  
住宅については、被災前のその構造と延面積(例 木造平屋建60平方メートル)とその価格を  
住宅でない建物については、店舗、工場、倉庫、納屋などの名称、構造、延面積(例 店舗木造モルタル二階建100平方メートル)とその価格を  
家財については、主な家財の名称と価格の総額を  
宅地については、その総面積と価格を  
田畑については、その総面積と価格を  
その他の財産については、数量と価格を  
ご記入ください。
- 2 損害の程度とその金額には  
例えば住宅については、流失、全壊、半壊若しくは土砂流入、軒下浸水若しくは床上〇〇センチメートル浸水又は全焼、半焼若しくは一部焼失のようにご記入ください。また、田畑については、流失、冠水、土砂堆積の別とその被害面積とをご記入ください。

様式第五号(第四条関係)

(表 面)

国民年金 老齢福祉年金支給停止関係 発 生  
消 滅  
額 変 更 届

様式第五号を次のように改める。

日本年金機構 殿

令和 年 月 日 提出

氏名	個人番号(又は国民年金証書の記号番号)	
住所		
① 支給停止事由発生		令和 年 月 日
イからへまでのどれかを○で囲んでください。 イ 公的年金を受けるようになった ロ 所得の高い人と結婚した ハ 所得の高い扶養義務者(子、孫など)に扶養されるようになった ニ 日本国内に住所を有しなくなった ホ 公的年金を共同で受けていた人が死亡した ヘ その他( )		
② 支給停止事由消滅		令和 年 月 日
イからへまでのどれかを○で囲んでください。 イ 公的年金を受けなくなった ロ 離婚した ハ 配偶者が死亡した ニ 所得の高い扶養義務者に扶養されなくなった ホ 日本国内に住所を有するようになった ヘ その他( )		
③ 支給停止額変更		令和 年 月 日
備 考		

◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。

◎ ※印の欄は、記入しないでください。

◎ 字は楷書<sup>かい</sup>ではつきりごと記入ください。

※ 送 付
令和 年 月 日 第 号

(A列4番)

## ①の欄

1 公的年金とは、次のものをいいます。

厚生年金保険の年金 船員保険の年金 恩給 国家公務員共済組合の年金 地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は旧市町村職員共済組合の年金 日本私立学校振興・共済事業団の年金 農林漁業団体職員共済組合の年金 国会議員互助年金 条例による地方公務員の年金 日本製鉄八幡共済組合の年金 執行官の恩給 旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金 戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金 未帰還者の留守家族手当又は特別手当 労働災害補償制度の年金 国家公務員災害補償制度の年金 地方公務員災害補償制度の年金 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金
---

2 その他には、刑務所、婦人補導院などの施設に入れられたときは、その施設の名称をご記入ください。

## ②の欄

1 公的年金は、①の公的年金と同じです。

2 その他には、刑務所、婦人補導院などの施設から出所したときは、その施設の名称をご記入ください。

## 添付書類

この届には、次の書類を添えてご提出ください。

1 ①の欄のイ又は②の欄のイを○で囲んだ人は、公的年金の種類、年金額、支給開始年月日及び支給停止関係を明らかにすることができる公的年金証書の写し、その他の書類

2 ②の欄のニを○で囲んだ人で他の扶養義務者によって生計を維持されることになる人は、その扶養義務者の所得についての市町村長の証明書

様式第六号(第九条・第九条の二関係)

再交付申請書  
国民年金 国民年金証書 亡失届

様式第六号を次のように改める。

日本年金機構 殿

令和 年 月 日提出

氏名	個人番号(又は国民年金証書の記号番号)	
住所	明治 大正 昭和	年 月 日生
① 次のどれかを○で囲んでください。 令和 年 月 日		
イ 破つた      ロ 汚した      ハ 失つた		
② 証書を失つた人は、そのときの事情をできるだけ詳しく書いてください。		
証書を失つた日		令和 年 月 日
<u>失つたときの事情</u>		

◎ ※印の欄は、記入しないでください。

◎ 字は楷書<sup>かい</sup>ではつきり<sup>きり</sup>とご記入ください。

※ 送 付
令和 年 月 日 第 号

(A列4番)

(中小企業退職金共済法施行規則の一部改正)

第三十三条 中小企業退職金共済法施行規則(昭和三十四年労働省令第二十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(契約の申込み)</p> <p><b>第四条 (略)</b></p> <p>2 前項の退職金共済契約申込書には、共済契約の申込みが当該共済契約の被共済者となる者の意に反して行われたものでないことを確認した旨を記載し、かつ、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(契約の申込み)</p> <p><b>第四条 (略)</b></p> <p>2 前項の退職金共済契約申込書には、共済契約の申込みが当該共済契約の被共済者となる者の意に反して行われたものでないことを証するためその者の押印又は署名を受け、かつ、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(国民年金法施行規則の一部改正)

第三十四条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(届出等の記載事項)</p> <p><b>第十二条</b> この章の規定によつて提出する届書、申出書又は申請書には、被保険者、申出者又は第三号被保険者若しくは第三号被保険者であつた者の配偶者の氏名に振り仮名を付し、かつ、届出、申出又は申請の年月日を記載しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(請求書等の記載事項)</p> <p><b>第二十六条</b> この款の規定(第十八条の二を除く。)によつて提出する請求書、申請書又は届書には、請求、申請又は届出の年月日を記載しなければならない。</p> <p>(届出等の記載事項)</p> <p><b>第七十九条</b> 第七十一条、第七十一条の二及び第七十五条から第七十八条の六までの届書、申請書、申込書又は申出書には、届出、申請、申請の委託、申込み又は申出の年月日を記載しなければならない。</p>	<p>(届出等の記載事項)</p> <p><b>第十二条</b> この章の規定によつて提出する届書、申出書又は申請書には、被保険者、申出者又は第三号被保険者若しくは第三号被保険者であつた者の配偶者の氏名に振り仮名を付し、かつ、届出、申出又は申請の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(請求書等の記載事項)</p> <p><b>第二十六条</b> この款の規定(第十八条の二を除く。)によつて提出する請求書、申請書又は届書には、請求、申請又は届出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。</p> <p>(届出等の記載事項)</p> <p><b>第七十九条</b> 第七十一条、第七十一条の二及び第七十五条から第七十八条の六までの届書、申請書、申込書又は申出書には、届出、申請、申請の委託、申込み又は申出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。</p>

様式第三号 (第三十一条、第四十一条関係)

(表 面)

国民年金 障害基礎年金 所得状況届

日本年金機構 殿

遺族基礎年金

令和 年 月 日提出

様式第三号を次のように改める。

受給権者		個人番号(又は 基礎年金番号) 年金コード	住所	
		氏名		
① 扶養義務者等		氏名	住所	
		受給権者との続柄		
所得状況 扶養親族等・控除		障害基礎年金の受給 権者の所得状況	遺族基礎年金の受給 権者の所得状況	①の扶養義務者等の 所得状況
②	控除対象配偶者及び扶養 親族の合計数	人 (うち老人控除対象配 偶者及び老人扶養親 族の合計数 人) (うち特定扶養親族の 数 人) (うち控除対象扶養親 族(19歳未満の者に限 る。)の数 人)	人 (うち老人扶養親族の 数 人) (うち特定扶養親族の 数 人) (うち控除対象扶養親 族(19歳未満の者に限 る。)の数 人)	人 (うち老人扶養親族 の数 人)
	同一生計配偶者(控除対 象配偶者を除く。)の有無	有(70歳以上・70歳 未満) ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
③	前年の所得額	円	円	円
④ 控 除	雑 損	円	円	円
	医 療 費	円	円	円
	社 会 保 険 料	円		
	小規模企業共済等掛金	円	円	円
	配 偶 者 特 別	円	円	円
	障害者(特別障害者を除 く。)である同一生計配偶 者及び扶養親族の合計数	人	人	人
	特別障害者である同一生 計配偶者及び扶養親族の 合計数	人	人	人
	障害者・特別障害者・老年 者・寡婦(寡夫)・寡婦の特 例・勤労学生の別	老・寡・寡特・勤	障・特障・老・寡・ 寡特・勤	障・特障・老・寡・ 寡特・勤
地方税法附則第6条第1項 の免除に係る所得額	円	円	円	
※ 控 除 後 の 所 得 額	円	円	円	
※ 審 査				
※ 上記のとおり、相違ありません。				
令和 年 月 日		市区町村長 ㊟		
公的年金 受給状況	受けている。 申請中 受けていない	※ 送 付 令和 年 月 日 第 号		

◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。

(A列4番)

◎ ※印の欄は、記入しないでください。

◎ 字は楷書ではつきりとご記入ください。

## (裏 面)

## 注 意

## ①の欄

- 1 遺族基礎年金を受けることができる人のうち母子福祉年金を受けていた人は、あなたと生計を同じくしているあなた又はあなたの夫の子(18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者に限る。)のうち、前年において最も所得が多かった人についてご記入ください。
- 2 遺族基礎年金を受けることができる人のうち準母子福祉年金を受けていた人は、あなたと生計を同じくしているあなたの子、孫又は弟妹(18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者に限る。)のうち、前年において最も所得が多かった人についてご記入ください。

## ②の欄

上段には、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数をご記入ください。なお、障害基礎年金の受給権者の所得状況については、所得税法に定める老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)の数を、遺族基礎年金の受給権者の所得状況については、同法に定める老人扶養親族の数、特定扶養親族の数及び控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)の数を、①の扶養義務者等の所得状況については、同法に定める老人扶養親族の数を、( )内に再掲してください。

下段には、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無をご記入ください。

## ③の欄

前年の所得のうち、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をご記入ください。なお、所得の額がないときは、「なし」とご記入ください。

## ④の欄

- 1 「雑損」、「医療費」、「社会保険料」、「小規模企業共済等掛金」及び「配偶者特別」は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除を受けたときは、それぞれの控除額をご記入ください。
- 2 「障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数をご記入ください。
- 3 「特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数をご記入ください。
- 4 「障害者・特別障害者・老年者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の別」は、地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、老年者、寡婦控除の特例の適用を受ける者以外の寡婦(寡夫)若しくは寡婦控除の特例の適用を受ける者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 5 「地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額」は、地方税法附則第6条第1項(肉用牛の売却による農業所得の免除)の免除を受けているときだけ、その免除に係る所得額をご記入ください。

## 添付書類

この届には、次の書類を添えてご提出ください。なお、これらの書類をこの届の提出先の市町村長から受けることができるとき、又は市町村長からこの届にこれらの書類に代わる証明を受けたときは、添える必要がありません。

## 1 障害基礎年金を受けることができる人が添える書類

(1) あなたの前年の所得の額が、360万4千円以下であるときは、その事実についての市町村長の証明書

(2) あなたの前年の所得の額が、360万4千円より多いときは、次の書類

イ 前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族又は特定扶養親族の数についての市町村長の証明書

ロ ④の欄に記入すべき事実があるときは、その事実についての市町村長の証明書

## 2 遺族基礎年金を受けることができる人のうち、母子福祉年金又は準母子福祉年金を受けていた人が添える書類

(1) あなたの前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の数についての市町村長の証明書並びに上記の1の(2)のロに掲げる書類

(2) ①の欄に記入すべき者があるときは、これらの者の所得について、前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに老人扶養親族の数についての市町村長の証明書、並びに上記1の(2)のロに掲げる書類



## ①の欄

災害の種類は、震災、水害、火災などの別のほか、〇〇台風などのように、なるべく詳しくご記入ください。

## ②の欄

- 1 財産は、被災者又はその同一生計配偶者や扶養親族の名義のものでなければなりません。
- 2 その他の財産の( )には、機械、器具、荷車、漁船、牛馬、水車などの事業用の財産の別をご記入ください。

## ③の欄

- 1 被災前の財産の概要とその価格には

住宅については、被災前のその構造と延面積(例 木造平屋建60平方メートル)とその価格を

住宅でない建物については、店舗、工場、倉庫、納屋などの名称、構造、延面積(例 店舗木造モルタル二階建100平方メートル)とその価格を

家財については、主な家財の名称と価格の総額を

宅地については、その総面積と価格を

田畑については、その総面積と価格を

その他の財産については、数量と価格をご記入ください。

- 2 損害の程度とその金額には

例えば住宅については、流失、全壊、半壊若しくは土砂流入、軒下浸水若しくは床上〇〇センチメートル浸水又は全焼、半焼若しくは一部焼失のようにご記入ください。また、田畑については、流失、冠水、土砂堆積の別とその被害面積とをご記入ください。

様式第十九号(第百二十二条関係)

様式第十六号中「㊦」を削る。  
様式第十九号を次のように改める。

第一片

送付書・領収証書		国庫金	第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <small>(収納職員所属氏名)</small> </div> </div>		下記の金額を領収しました。 <small>(領収年月日及び領収者名)</small>	
		令和 年度	
		年金特別会計(0343)	内閣府及び厚生労働省所管
		<small>(庁名)</small> 厚生労働省年金局(〇〇〇)	
送付金額	千 百 十 万 千 百 十 円	翌年度6月1日以降現年度歳入組入	

第二片

領 収 控		国庫金	送	第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <small>(収納職員所属氏名)</small> </div> </div>		下記の金額を領収しました。 <small>(領収年月日及び領収者名)</small>		
		令和 年度		
		年金特別会計(0343)	内閣府及び厚生労働省所管	
		<small>(庁名)</small> 厚生労働省年金局(〇〇〇)		
送付金額	千 百 十 万 千 百 十 円	翌年度6月1日以降現年度歳入組入		

第三片

領収済通知書		国庫金	第 号	
あて先 歳入徴収官 所 属 庁 名 所 在 地  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <small>(収納職員所属氏名)</small> </div> </div>		下記の金額を領収しました。 <small>(領収年月日及び領収者名)</small>		
		令和 年度		
		年金特別会計(0343)	内閣府及び厚生労働省所管	
		<small>(庁名)</small> 厚生労働省年金局(〇〇〇)		
送付金額	千 百 十 万 千 百 十 円	翌年度6月1日以降現年度歳入組入		

備 考

- 用紙寸法は各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
- 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

（国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）  
第七十五条 国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
附則	(旧国民年金法による年金たる給付の裁定及び届出等)	附則	(旧国民年金法による年金たる給付の裁定及び届出等)
<p>第八条 旧国民年金法による年金たる給付に関する請求、届出その他の手続については、旧国民年金法施行規則第十六条から第十七条の二まで、第十九条、第二十条、第二十一条（第一項第三号及び第四号を除く。）、第二十二条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条から第三十四条の二まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十条から第四十四条まで、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十二条から第五十七条まで、第五十九条、第六十条、第六十条の三から第六十条の五まで、第六十条の七、第六十条の八、第六十四条（第二項を除く。）、第六十五条第一項、第二項及び第六項、第六十六条、第八十四条第一項及び第三項、第八十五条、第八十六条（第二項を除く。）並びに様式第三号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>第八条 旧国民年金法による年金たる給付に関する請求、届出その他の手続については、旧国民年金法施行規則第十六条から第十七条の二まで、第十九条、第二十条、第二十一条（第一項第三号及び第四号を除く。）、第二十二条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条から第三十四条の二まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十条から第四十四条まで、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十二条から第五十七条まで、第五十九条、第六十条、第六十条の三から第六十条の五まで、第六十条の七、第六十条の八、第六十四条（第二項を除く。）、第六十五条第一項、第二項及び第六項、第六十六条、第八十四条第一項及び第三項、第八十五条、第八十六条（第二項を除く。）並びに様式第三号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
第二十六条	請求者、申出者、届出人又は申請者の氏名及び請求、申出、届出又は申請の年月日を記載し、押印しなければならない。	第二十六条	請求者、申請者又は届出人の氏名及び請求、申出又は届出の年月日を記載し、押印
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	請求、申出、届出又は申請の年月日を記載しなければならない。	(略)	請求、申請又は届出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第七十六条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
(調停案の受諾の勧告)	第十二条 (略)	(調停案の受諾の勧告)	第十二条 (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 関係当事者は、調停案を受諾したときは、その旨及び氏名又は名称を記載した書面を委員会に提出しなければならない。	3 関係当事者は、調停案を受諾したときは、その旨及び氏名又は名称を記載した書面を委員会に提出しなければならない。	3 関係当事者は、調停案を受諾したときは、その旨を記載し、記名押印した書面を委員会に提出しなければならない。	3 関係当事者は、調停案を受諾したときは、その旨を記載し、記名押印した書面を委員会に提出しなければならない。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）  
第七十七条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

(国民年金基金規則の一部改正)

第八十六条 国民年金基金規則(平成二年厚生省令第五十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(届出等の記載事項)</p> <p><b>第十三条</b> この節の規定によって提出する届書、申出書又は申請書には、加入員又は申出者の氏名にふりがなを付し、かつ、届出、申出又は申請の年月日を記載しなければならない。</p> <p>(請求書等の記載事項)</p> <p><b>第二十三条</b> この節の規定によって提出する請求書、申請書又は届書には、請求、申請又は届出の年月日を記載しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(届出等の記載事項)</p> <p><b>第十三条</b> この節の規定によって提出する届書、申出書又は申請書には、加入員又は申出者の氏名にふりがなを付し、かつ、届出、申出又は申請の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。</p> <p>(請求書等の記載事項)</p> <p><b>第二十三条</b> この節の規定によって提出する請求書、申請書又は届書には、請求、申請又は届出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。</p>

(救急救命士法施行規則の一部改正)

第八十七条 救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

4 法第二十七条第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター(法第百十五条の四十六第一項の地域包括支援センターをいう。以下同じ。)が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの別及び名称を記載しなければならぬ。

5・6 (略)

(要支援認定の申請等)

第四十九条 (略)

2・3 (略)

4 法第三十二条第一項後段の規定により前項の規定において準用する第三十五条第三項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターが第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの別及び名称を記載しなければならぬ。

5・6 (略)

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による還付の請求手続に関する省令の一部改正)

第九十八条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による還付の請求手続に関する省令(平成十一年厚生省令第五十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
<p>3 第一項の規定によって提出する請求書には、請求者の氏名及び請求の年月日を記載しなければならぬ。</p>	<p>3 第一項の規定によって提出する請求書には、請求者の氏名及び請求の年月日を記載し、押印しなければならぬ。</p>	<p>3 第一項の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター(法第百十五条の四十六第一項の地域包括支援センターをいう。以下同じ。)が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならぬ。</p>	<p>3 第一項の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター(法第百十五条の四十六第一項の地域包括支援センターをいう。以下同じ。)が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならぬ。</p>

(確定拠出年金法施行規則の一部改正)

第九十九条 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの様式中「印」を削る。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号 (第二十七条第一項関係)

年 月 日

厚生 (支) 局長 殿

承認番号  
厚生年金適用事業所の名称  
所在地  
事業主名  
住所

企業型年金に係る業務報告書

確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

(A列 4番)

(備考)

1. 「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに地方厚生局長又は地方厚生支局長が発行した承認番号をいう。
2. 「厚生 (支) 局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主 (二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表) の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

企業型年金に係る業務報告書

(簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須)

1. 実施事業所の事業の種類

事業の種類
-------

(備考) 事業区分については、厚生年金保険法第6条第1項に掲げる区分(第1号イから第3号)を記載すること。

承認番号	
厚生年金適用事業所名	
事業主名	
電話番号	
担当者	
メールアドレス ※	

(事業年度)	
年 月 日から 年 月 日まで	

※メールアドレスは、組織アドレス(担当者ではなく部署にひもづくアドレスをいう。)がある場合は、組織アドレスを記載すること。  
また、組織アドレスがない場合は、担当者のアドレスで差し支えないが、その場合には、仮に年度途中に担当者の変更があった場合には、速やかに新担当者とそのメールアドレスを業務報告書提出先に通知すること。

2. 他の企業年金の実施状況 (簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須)

厚生年金基金	
確定給付企業年金	
私立学校教職員共済	
中小企業退職金共済制度	
特定退職金共済制度	
その他 (自社年金等)	

(備考) 他の企業年金を実施している箇所には○印を記載すること。

3. 想定利回り  %

(備考) 確定拠出年金を導入する際に想定していた利回りを記載すること。(想定利回りが無い場合は、×を記載すること。)

4. 厚生年金保険適用者数 (簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須)

	人 数
男	人
女	人
計	人

(備考) 事業年度末時点のものを記載すること。

5. 加入者等の状況

加入者の状況	前 期 末	資格取得者	資格喪失者	今期末加入者数
男	人	人	人	人
女	人	人	人	人
計	人	人	人	人
運用指図者の状況	前 期 末	資格取得者	資格喪失者	今期末運用指図者数
男	人	人	人	人
女	人	人	人	人
計	人	人	人	人

(備考) 資格取得者及び資格喪失者については、事業年度内に資格を取得又は喪失した者の人数を記載すること。

6. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額

事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額	円
----------------------	---

(備考) 直近の12月～11月の期間分として企業型年金加入者掛金を拠出した者がいる場合に限り記載すること。

7. 事業主掛金の状況

資産管理機関の商号又は名称	事業主掛金の額
	円
	円
	円

事業主掛金総額	円
---------	---

(備考) 直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金について記載すること。

8. 企業型年金加入者掛金の状況

	企業型年金加入者掛金の拠出人数	企業型年金加入者掛金の額
男	人	円
女	人	円
計	人	円

(備考) 直近の12月～11月の期間分として拠出された企業型年金加入者掛金について記載すること。

9. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出区分期間の設定状況

(1) 事業主掛金の拠出区分期間の設定が次のいずれであるか記載すること。

- ① 1年間を1区分とし、12か月分ごとに納付する。
- ② 1年間を2区分とし、6か月分ごとに納付する。
- ③ 1年間を3区分とし、4か月分ごとに納付する。
- ④ 1年間を4区分とし、3か月分ごとに納付する。
- ⑤ 1年間を6区分とし、2か月分ごとに納付する。
- ⑥ 1年間を12区分とし、1か月分ごとに納付する。
- ⑦ その他

(2) (1) で⑦を選択した場合、次の表に拠出区分期間の分類（同じ拠出区分期間であれば同じ数）を記載すること。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

（備考）例えば、12月～6月を1つ目の拠出区分期間とし、7月～11月を2つ目の拠出区分期間とする場合の拠出区分期間の分類は次のように記載すること。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2

(3) 企業型年金加入者掛金の拠出区分期間の設定が次のうちのいずれであるか記載すること。

- ① 1年間で1区分とし、12か月分ごとに納付する。
- ② 1年間で2区分とし、6か月分ごとに納付する。
- ③ 1年間で3区分とし、4か月分ごとに納付する。
- ④ 1年間で4区分とし、3か月分ごとに納付する。
- ⑤ 1年間で6区分とし、2か月分ごとに納付する。
- ⑥ 1年間で12区分とし、1か月分ごとに納付する。
- ⑦ その他

(4) (3) で⑦を選択した場合、次の表に拠出区分期間の分類（同じ拠出区分期間であれば同じ数）を記載すること。（複数あればその1例）

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

（備考）例えば、12月～6月を1つ目の拠出区分期間とし、7月～11月を2つ目の拠出区分期間とする場合の拠出区分期間の分類は次のように記載すること。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2

10. 返還資産額の状況

人 数	返 還 資 産 額
男	人 円
女	人 円
計	人 円

(備考) 事業年度内に返還された資産について記載すること。

11. 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況

(簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須)

(1) 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況全般について

①実施事業所に使用される者が企業型年金加入者の資格を取得する際に資産の運用に関する基礎資料の提供その他の必要な措置を講じている

②上述①後、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に行っている

(備考) 該当するものに○印を記載すること。

(2) 上述 (1) ②を行っている場合、資産の運用に関する基礎資料の提供その他の必要な措置を講じる頻度が次のうちのいずれであるか記載すること。

- ①半年に1回
- ②1年に1回
- ③2年に1回
- ④3年に1回
- ⑤その他

(3) (2) で⑤を選択した場合、具体的に記載すること。

## 12. 運用の方法の数 (簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須)

①当該事業年度末時点の運用の方法の数	
②第四号施行日時点の運用の方法の数	

(備考)

- ①は、平成30年5月1日時点の運用の方法の数を記載すること。
- 運用の方法の数は、令第15条第1項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。

## 13. 各運用の方法ごとの個人別管理資産の状況

運用の方法名	信託財産・保険解約返戻金等の 資産額	運用の方法の種 類	元本確保の 運用の方法	株券等
	円			
	円			
計	円	—	—	—

(備考)

- 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について作成し、併せて当該企業型年金全体の状況について作成すること。
- 事業年度末の状況について記載すること。
- 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
- 運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、 「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄(一)とすること。
- 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。
- 「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であつて令第15条第2項に規定する運用方法要件に適合するものに該当する場合には○印を記載すること。
  - 令第15条第1項の表の1の項イに掲げる運用の方法
  - 令第15条第1項の表の2の項イに掲げる運用の方法
  - 令第15条第1項の表の3の項イからホまでに掲げる運用の方法
  - 令第15条第1項の表の4の項イに掲げる運用の方法
  - 令第15条第1項の表の5の項イに掲げる運用の方法
- 「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

14. 指定運用方法の選定状況 (簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須)

① 指定運用方法が企業型年金加入者に提示されている	
② 当該指定運用方法の名称	
③ 当該指定運用方法の運用の方法の種類	
④ 当該指定運用方法を選定した年度	
⑤ 今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	

(備考)

- ①は、該当する場合に○印を記載すること。
- ②～⑤は、①で指定運用方法が提示されている場合にのみ記載すること。
- ②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
- ③は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。

15. 加入者資格喪失者の状況

① 加入者資格喪失者数	人
② ①のうち、法第83条の規定に基づき、個人別管理資産が国民年金基金連合会 (個人型特定運営管理機関) に移換された者の数	人

(備考) ①については、

- 死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び
- 六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失した者であることを定めている企業型年金の企業型年金加入者の資格を六十歳に達した日以降に喪失した者であつて、同日の翌日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したもののいずれも含まないこととし、事業年度末の1年6か月前から起算して1年間に資格喪失した人数について記載すること。  
(例：事業年度が4月～翌年3月であれば、前年9月～8月の喪失者人数)

16. 加入者資格喪失（予定）者への個人別管理資産の移換に係る説明について  
（簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須）

説明会を実施している	
対面により個別説明をしている	
説明資料を手交又はメールにより送信	
社内イントラ等の退職者向け資料に説明を掲載	
その他	

（備考）加入者資格喪失（予定）者（死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者を除く。）  
に対して退職時（前）に実施しているものうち、該当するものに○印を記載すること。  
（複数記載可）

上記で「その他」を選択した場合は、その具体的な方法を記載すること。

--

17. 加入者資格喪失者のうち、退職後に個人別資産の移換を行っていない者に対しての説明について  
（簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須）

文書により資産移換の勸奨を実施している	
電話により資産移換の勸奨を実施している	
資産移換の勸奨は運営管理機関に委託している	
その他	

（備考）加入者資格喪失（予定）者（死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者を除く。）  
に対して、退職後に実施しているものうち、該当するものに○印を記載すること。  
（複数記載可）

上記で「その他」を選択した場合は、その具体的な方法を記載すること。

--

18. 規約の備置き・閲覧の状況

規約を事業所内に掲示している	
規約を社内イントラ等に掲示している	
規約の内容を個々の第一号等厚生年金被保険者に配布している	
その他	

(備考) 該当するものに○印を記載すること。(複数記載可)

様式第八号を次のように改める。

様式第八号 (第二十七条第二項関係)

年 月 日

厚生 (支) 局長 殿

承認番号  
厚生年金適用事業所の名称  
所在地  
事業主名  
住所

企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書

確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

(A列 4 番)

(備考)

1. 「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに地方厚生局長又は地方厚生支局長が発行した承認番号をいう。
2. 「厚生 (支) 局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主 (二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表) の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

企業型年金事業主運営管理業務報告書

承認番号	
厚生年金適用事業所名	
事業主名	
(事業年度) 年 月 日から 年 月 日まで	

1. 事業主が担当する企業型年金加入者等の人数の状況

①法第 2 条第 7 項第 1 号イに掲げる業務 企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	名 名 名	(男) (男) (男)	名、名、名 名、名、名 名、名、名	女 女 女	名 名 名
②法第 2 条第 7 項第 1 号ロに掲げる業務 企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	名 名 名	(男) (男) (男)	名、名、名 名、名、名 名、名、名	女 女 女	名 名 名
③法第 2 条第 7 項第 1 号ハに掲げる業務 企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	名 名 名	(男) (男) (男)	名、名、名 名、名、名 名、名、名	女 女 女	名 名 名
④法第 2 条第 7 項第 2 号に掲げる業務 企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	名 名 名	(男) (男) (男)	名、名、名 名、名、名 名、名、名	女 女 女	名 名 名

(備考)

- ①、②及び④は、事業年度末時点のものを記載すること。
- ③は、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。

(法第 2 条第 7 項第 1 号イに掲げる業務の実施状況)

2. 事業主が法第 2 条第 7 項第 1 号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金額区分		掛金総額	平均掛金額	
	事業主掛金額	企業型年金加入者掛金額		円	円
男	事業主掛金額		円		円
	企業型年金加入者掛金額		円		円
	合計		円		円
女	事業主掛金額		円		円
	企業型年金加入者掛金額		円		円
	合計		円		円
計	事業主掛金額		円		円
	企業型年金加入者掛金額		円		円
	合計		円		円

(備考)

1. 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
2. 「平均掛金額」については、「掛金総額」を事業主が法第 2 条第 7 項第 1 号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除したものを記載すること。

3. 事業主が法第 2 条第 7 項第 1 号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の状況

運用の方法名	企業型年金加入者等数	個人別管理資産総額	運用の種類	元本確保の方法	株券等
企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	人 人 人	円 円 円			
企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	人 人 人	円 円 円			



障害給付金	年金 (一時金との併給を除く)	男女計	人 ( ) 人 ( ) 人 ( )	人 ( ) 人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( ) 円 ( )	円 ( ) 円 ( ) 円 ( )
	一時金 (年金との併給を除く)	男女計	人 ( ) 人 ( ) 人 ( )	人 ( ) 人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( ) 円 ( )	円 ( ) 円 ( ) 円 ( )
死亡一時金	年金と一時金の併給	男	人 ( )	人 ( )	円 ( )	円 ( )
		女	人 ( )	人 ( )	円 ( )	円 ( )
		計	人 ( )	人 ( )	円 ( )	円 ( )
脱退一時金		男	人 ( )	人 ( )	円 ( )	円 ( )
		女	人 ( )	人 ( )	円 ( )	円 ( )
		計	人 ( )	人 ( )	円 ( )	円 ( )
計		男	人 ( )	人 ( )	円 ( )	円 ( )
		女	人 ( )	人 ( )	円 ( )	円 ( )
		計	人 ( )	人 ( )	円 ( )	円 ( )

(法第 2 条第 7 項第 1 号ロに掲げる業務の実施状況)  
 5. 事業主が法第 2 条第 7 項第 1 号ロに掲げる業務を担当する企業型年金加入者等が行った運用の指図の内容についての資産管理機関への通知の件数

	資産管理機関への通知	
企業型年金加入者	男女計	件 件 件
企業型年金運用指図者	男女計	件 件 件

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第 2 条第 7 項第 1 号へに掲げる業務の実施状況)

6. 事業主が行った法第 2 条第 7 項第 1 号への給付を受ける権利の裁定の件数

老 齡 給 付 金	障 害 給 付 金	死 亡 一 時 金	脱 退 一 時 金
男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第 2 条第 7 項第 2 号に掲げる業務の実施状況)

7. 報告者が法第 2 条第 7 項第 2 号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

運用の方法の数	第 1 号運用方法数	第 2 号運用方法数	第 3 号運用方法数	第 4 号施行日時点の運用の方法の数

(備考)

1. 「運用の方法の数」は、令第 15 条第 1 項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。
2. 「第 1 号運用方法数」は選定及び提示している運用方法のうち元本確保の運用の方法の数を、「第 2 号運用方法数」は第 1 号運用方法及び第 3 号運用方法以外の運用の方法の数を、「第 3 号運用方法数」は令第 15 条第 1 項の表の 2 の項ニ及び 3 の項シからウまでに掲げる運用の方法の数を記載すること。
3. 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。
4. 加入者等に提示した運用の方法を変更し、「運用の方法の数」、「第 1 号運用方法数」、「第 2 号運用方法数」又は「第 3 号運用方法数」が異なることとなった場合は、変更前の運用方法数と変更後の運用方法数をそれぞれ記載すること。
5. 「第 4 号施行日時点の運用の方法の数」については、平成 30 年 5 月 1 日時点の運用の方法の数を記載すること。
6. 提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要はない。

8. 事業主が法第 2 条第 7 項第 2 号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に対して行った運用の方法に係る情報提供の内容

運用の方法名	運用の方法の種類	情報提供の内容の概要	情報提供の回数

(備考)

1. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
2. 「運用の方法名」は、運用の方法が法第 23 条の 2 第 2 項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。
3. 「運用の方法の種類」は、令第 15 条第 1 項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
4. 「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに企業型年金加入者等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。
5. 「情報提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報提供を行った回数を記載すること。

9. 指定運用方法の選定状況

①指定運用方法を加入者に提示している	
②当該指定運用方法の名称	
③当該指定運用方法の運用の方法の種類	
④当該指定運用方法を選定した年度	
⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	
⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高	

(備考)

1. ①は、該当する場合に○印を記載すること。場合にのみ記載すること。
2. ②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合名を記載すること。
3. ②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
4. ③は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる業務を担当する区分に応じて記載すること。
5. 令第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を17の次に添付すること。選定理由は、令第23条の2第2項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第6条第8項の協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

10. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

当該事業年度内に除外された運用の方法名	
A 実施事業所	
B 実施事業所	
C 実施事業所	

(備考)

1. 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。
2. 事業年度末時点の状況について記載すること。

11. 加入者資格喪失者の状況

①加入者資格喪失者数	人
②①のうち、令第83条の規定に基づき、個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された者の数	人

(備考) ①については、

(1) 死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び

(2) 六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することなどを定めている企業型年金の加入者の資格を六十歳に達した日以降に喪失した者であって、同日の翌日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したもの

のいずれも含まないこととし、事業年度末の1年6か月前から起算して1年間に資格喪失した人数について記載すること。

(例：事業年度が4月～翌年3月であれば、前年9月～8月の喪失者人数)

(法第83条第2項の規定による通知の状況)  
 12. 事業主が法第83条第2項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知）の件数等

企業型運用関連運営管理機関等名	件数	移換金額
	人	円

(備考)

当該事業年度内に法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管理機関に限る。）へ移換された者への同条第2項の規定による通知の実績を記載すること。

13. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であつて、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分					人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～30,000円						
30,001円～40,000円						
40,001円～45,999円						
46,000円						
46,001円～50,999円						
51,000円						
51,001円～54,999円						
55,000円						
人数計						

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの(令第11条第2号に該当する者)

掛金総額 区分(平均月額)	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～22,999円							
23,000円							
23,001円～25,499円							
25,500円							
25,501円～27,499円							
27,500円							
人数計							

③個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの(令第11条第3号に該当する者)

掛金総額 区分(平均月額)	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～34,999円							

35,000円								
人数計								

④個人型年金同時加入可能者であつて、他制度加入者であるもの (令第11条第4号に該当する者)

掛金総額 区分 (平均月額)	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,499円							
15,500円							
人数計							

(備考)

1. ③及び④は法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を企業型年金規約に定めている場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

14. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であつて、他制度加入者以外のもの (令第11条第1号に該当する者)

掛金総額 区分 (平均月額)	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							

30,001円～40,000円								
40,001円～45,999円								
46,000円								
46,001円～50,999円								
51,000円								
51,001円～54,999円								
55,000円								
人数計								

②個人型年金同時加入制限者であつて、他制度加入者であるもの(令第11条第2号に該当する者)

掛金額 区分(平均月額)	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～22,999円							
23,000円							
23,001円～25,499円							
25,500円							
25,501円～27,499円							
27,500円							
人数計							

③個人型年金同時加入可能者であつて、他制度加入者以外のもの（令第11条第3号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～34,999円							
35,000円							
人数計							

④個人型年金同時加入可能者であつて、他制度加入者であるもの（令第11条第4号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,499円							
15,500円							
人数計							

(備考)

1. ③及び④は法第 3 条第 3 項第 7 号の 3 に掲げる事項を企業型年金規約に定めている場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として提出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

15. 年齢及び企業型年金加入者掛金ごとの企業型年金加入者の人数の状況

掛金額 区分 (平均月額)	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～25,500円							
25,501円～27,500円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの (令第11条第2号に該当する者)

掛金額 区分 (平均月額)	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							

10,001円～12,750円								
12,751円～13,750円								
人数計								

(備考)

1. 企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

16. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの(令第11条第1号に該当する者)

掛金額区分(平均月額)	加入者掛金						
	0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～20,000円	20,001円～27,499円	27,500円	
0円							
1円～5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～27,499円							
27,500円							
27,501円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの(令第11条第2号に該当する者)

掛金額区分(平均月額)	加入者掛金				
	0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～13,749円	13,750円
事業主掛金	0円				
	1円～5,000円				
	5,001円～10,000円				
	10,001円～13,749円				
	13,750円				
	13,751円～20,000円				
	20,001円～27,500円				

(備考)

1. 企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

17. 個人別管理資産等の移受換状況

(1) 個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済
A 実施事業所				
B 実施事業所				
C 実施事業所				
・				
・				
・				

個人型aプラン							
個人型bプラン							
個人型cプラン							
・							
・							

(備考) 事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

(2) 他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型年金	個人型年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他(自社退職金等)
A 実施事業所							
B 実施事業所							
C 実施事業所							
・							
・							
個人型aプラン							
個人型bプラン							
個人型cプラン							
・							
・							

(備考) 事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

様式第十号から様式第十六号までの様式中「印」を削る。

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第百条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則(平成十三年厚生労働省令第百九十一号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第九條 (あつせん案の提示)</p> <p>2 紛争当事者は、あつせん案を受諾したときは、その旨及び氏名又は名称を記載した書面をあつせん委員に提出しなければならない。</p>	<p>第九條 (あつせん案の提示)</p> <p>2 紛争当事者は、あつせん案を受諾したときは、その旨を記載し、記名押印又は署名した書面をあつせん委員に提出しなければならない。</p>

改 正 後

（請求者等の記載事項）

第四条 前三条の規定によって提出する請求書又は申出書には、請求又は申出の年月日を記載し、  
なければならぬ。

改 正 前

（請求者等の記載事項）

第四条 前三条の規定によって提出する請求書又は申出書には、請求又は申出の年月日を記載し、  
記名押印又は自ら署名しなければならぬ。

第百二条 (北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令の一部改正)  
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百七十号)の一部を次の表のように改正する。  
(傍線部分は改正部分)

※臨床研修修了登録年月日	
--------------	--

収	入	印	紙	欄
(消印しないこと。)				

臨床研修修了登録証再交付申請書

医 籍 号	第				号	医 籍 号	平 成 和			年		月		日
-------	---	--	--	--	---	-------	-------	--	--	---	--	---	--	---

本 籍 ( 国 籍 )	都 道 府 県
-------------	---------

ふりがな (氏)	(名)
氏 名	
通 称 名	

性 別	男
	女

生 年 月 日	昭 和 平 成 和				年			月			日
---------	-----------	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

上記の臨床研修修了登録証を(破った・汚した・失った)ので、臨床研修修了登録証の再交付を申請します。

令和 年 月 日

郵便番号	-	電話番号	( )
住 所	都 道 府 県	市 郡 区 町 村	番 番 地 号
氏 名			

厚生労働大臣 殿

- (注) 1 ※印欄には、記入しないこと。  
2 該当する不動文字を○で囲むこと。  
3 黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。  
4 用紙の大きさは、A4とすること。

<p>(最終報告書)</p> <p><b>第十七条</b> 試験責任者は、試験ごとに、次に掲げる事項を記載した最終報告書を作成しなければならない。</p> <p>一 十一 (略)</p> <p>十二 試験責任者の署名及びその日付</p> <p>十三 第八条第一項第八号の規定により信頼性保証部門責任者が作成し、署名した文書</p> <p>十四 (略)</p> <p>2 試験責任者は、最終報告書を訂正する場合には、その日付、訂正箇所、理由その他必要な事項を文書により記録し、これを署名の上最終報告書とともに保存しなければならない。</p>	<p>(最終報告書)</p> <p><b>第十七条</b> 試験責任者は、試験ごとに、次に掲げる事項を記載した最終報告書を作成しなければならない。</p> <p>一 十一 (略)</p> <p>十二 試験責任者の署名又は記名押印及びその日付</p> <p>十三 第八条第一項第八号の規定により信頼性保証部門責任者が作成し、署名又は記名押印した文書</p> <p>十四 (略)</p> <p>2 試験責任者は、最終報告書を訂正する場合には、その日付、訂正箇所、理由その他必要な事項を文書により記録し、これを署名又は記名押印の上最終報告書とともに保存しなければならない。</p>
---	---

<p>(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)</p> <p><b>第百八条</b> 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>改 正 後</p> <p>(作成において氏名等を明らかにする措置)</p> <p><b>第七条</b> 別表第二の下欄に掲げる書面の作成において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであって、法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項の電子署名をいう。)とする。</p>	<p>(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)</p> <p><b>第百八条</b> 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>改 正 前</p> <p>(作成において氏名等を明らかにする措置)</p> <p><b>第七条</b> 別表第二の下欄に掲げる書面の作成において記載すべき事項とされた記名押印に代わるものであって、法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項の電子署名をいう。)とする。</p>
---	--

<p>(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p><b>第百九条</b> 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則(平成十七年厚生労働省令第四十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表のように改正する。</p> <p>改 正 後</p> <p>(請求書等の記載事項)</p> <p><b>第十九条</b> この省令の規定によって提出する請求書、申請書又は届書には、請求、申請又は届出の年月日を記載しなければならない。</p> <p>(口頭による請求)</p> <p><b>第二十条</b> (略)</p> <p>2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて請求書、申請書又は届書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに氏名を記載しなければならない。</p>	<p>(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p><b>第百九条</b> 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則(平成十七年厚生労働省令第四十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表のように改正する。</p> <p>改 正 前</p> <p>(請求書等の記載事項)</p> <p><b>第十九条</b> この省令の規定によって提出する請求書、申請書又は届書には、請求、申請又は届出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。</p> <p>(口頭による請求)</p> <p><b>第二十条</b> (略)</p> <p>2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて請求書、申請書又は届書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに記名押印又は署名しなければならない。</p>
--	---

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

様式第一号 (第一条、第四条及び第七条関係) (表 面)

## 特別障害給付金所得状況届

日本年金機構 殿

令和 年 月 日提出

受給資格者		個人番号(又は 受給資格者番号)	住所
		氏名	
所得状況・扶養親族等・控除			
①	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	(うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 (うち特定扶養親族の数 (うち控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))の数	人 人 人
	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無	有(70歳以上・70歳未満) ・ 無	
②	前年の所得額		円
③ 控 除	雑 損		円
	医 療 費		円
	社 会 保 険 料		円
	小規模企業共済等掛金		円
	配 偶 者 特 別		円
	障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数		人
	特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数		人
	寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の別	寡婦(寡夫) ・ 寡婦の特例 ・ 勤労学生	
	地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額		円
※	控除後の所得額		円
※	審 査		
※	上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日		
			市区町村長 ④
この届書に係る私の資産及び収入の状況につき、日本年金機構が市町村長に調査を嘱託することに同意します。 また、日本年金機構の調査の嘱託に対し、市町村長が報告することについて、私が同意している旨を市町村長に伝えて構いません。 氏名 _____			※ 送 付 令和 年 月 日 第 号
公的年金受給状況	受けている	申請中	受けていない

様式第一号を次のように改める。

(A列4番)

◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。 ◎ ※印の欄は、記入しないでください。

◎ 字は楷書ではつきりとご記入ください。

## (裏 面)

## 注 意

## ①の欄

上段には、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数をご記入ください。なお、特別障害給付金の受給資格者の所得状況については、所得税法に定める老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数を、（ ）内に再掲してください。

下段には、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の有無をご記入ください。

## ②の欄

前年の所得のうち、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をご記入ください。なお、所得の額がないときは、「なし」とご記入ください。

## ③の欄

- 1 「雑損」、「医療費」、「社会保険料」、「小規模企業共済等掛金」及び「配偶者特別」は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除に相当する控除を受けたときは、それぞれの控除額をご記入ください。
- 2 「障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数をご記入ください。
- 3 「特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数をご記入ください。
- 4 「寡婦（寡夫）・寡婦の特例・勤労学生の別」は、地方税法に定める寡婦控除の特例を受ける者以外の寡婦（寡夫）若しくは寡婦控除の特例の適用を受ける者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 5 「地方税法附則第 6 条第 1 項の免除に係る所得額」は、地方税法附則第 6 条第 1 項（肉用牛の売却による農業所得の免除）の免除を受けているときだけ、その免除に係る所得額をご記入ください。

## 添付書類

この届には、次の書類を添えてご提出ください。なお、資産及び収入の状況につき日本年金機構が市町村長に調査を嘱託することに同意するとき、又は市町村長からこの届にこれらの書類に代わる証明を受けたときは、添える必要がありません。

- 1 あなたの前年の所得の額が、360万4千円以下であるときは、その事実についての市町村長の証明書
- 2 あなたの前年の所得の額が、360万4千円より多いときは、次の書類
  - (1) 前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族の数についての市町村長の証明書
  - (2) ③の欄に記入すべき事実があるときは、その事実についての市町村長の証明書



## (裏 面)

## 注 意

## ①の欄

災害の種類は、震災、水害、火災などの別のほか、〇〇台風などのように、なるべく詳しくご記入ください。

## ②の欄

- 1 財産は、被災者又はその同一生計配偶者や扶養親族の名義のものでなければなりません。
- 2 その他の財産の( )には、機械、器具、荷車、漁船、牛馬、家畜などの事業用の財産の別をご記入ください。

## ③の欄

- 1 被災前の財産の概要とその価格には

住宅については、被災前のその構造と延面積(例 木造平屋建60平方メートル)とその価格を

住宅でない建物については、店舗、工場、倉庫、納屋などの名称、構造、延面積(例 店舗木造モルタル二階建100平方メートル)とその価格を

家財については、主な家財の名称と価格の総額を

宅地については、その総面積と価格を

田畑については、その総面積と価格を

その他の財産については、数量と価格をご記入ください。

- 2 損害の程度とその金額には

例えば住宅については、流失、全壊、半壊、土砂流入、軒下浸水、床上〇〇センチメートル浸水又は全焼、半焼、一部焼失のようにご記入ください。また、田畑については、流失、冠水、土砂堆積の別とその被害面積とをご記入ください。

様式第五号（第三十八条関係）

様式第五号を次のように改める。

第一片

送付書・領収証書		国庫金		第 _____ 号
		下記の金額を領収しました。 (領収年月日及び領収者名)		
(収納職員所属氏名)		令和 _____ 年度		
		年金特別会計 (0343)	内閣府及び厚生労働省所管	
		(庁名) 厚生労働省年金局 (〇〇〇)		
		送付金額		
翌年度6月1日以降現年度歳入組入				

第二片

領収控		国庫金		送	第 _____ 号
		下記の金額を領収しました。 (領収年月日及び領収者名)			
(収納職員所属氏名)		令和 _____ 年度			
		年金特別会計 (0343)	内閣府及び厚生労働省所管		
		(庁名) 厚生労働省年金局 (〇〇〇)			
		送付金額			千 百 十 万 千 百 十 円
翌年度6月1日以降現年度歳入組入					

第三片

領収済通知書		国庫金		第 _____ 号
		下記の金額を領収しました。 (領収年月日及び領収者名)		
(収納職員所属氏名)		令和 _____ 年度		
		年金特別会計 (0343)	内閣府及び厚生労働省所管	
		(庁名) 厚生労働省年金局 (〇〇〇)		
		送付金額		
翌年度6月1日以降現年度歳入組入				

備考

1. 用紙寸法は各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
2. 各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
3. 各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
4. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則の一部改正)  
**第百十一条** 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第九十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(提出書類の記載事項)  <b>第二条</b> 前条第一項及び第二項の書類には、提出の年月日を記載しなければならない。</p>	<p>(提出書類の記載事項)  <b>第二条</b> 前条第一項及び第二項の書類には、提出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。</p>

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

**第百十二条** 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(移送費の支給の申請)  <b>第六十条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定疾病認定の申請等)  <b>第六十二条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>(口頭による申請等)  <b>第七十六条</b> (略)</p> <p>2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書又は届書の様式に従って聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、氏名を記載しなければならない。</p>	<p>(移送費の支給の申請)  <b>第六十条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載し、記名及び押印をしなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定疾病認定の申請等)  <b>第六十二条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>(口頭による申請等)  <b>第七十六条</b> (略)</p> <p>2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書又は届書の様式に従って聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに記名押印又は署名しなければならない。</p>

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

**第百十三条** 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。

様式第二号を次のように改める。

第一片

### 送付書・領収証書

国庫金		第 _____ 号
(取納職員所属氏名)		下記の金額を領収しました。 (領収年月日及び領収者名)
		令和 _____ 年度
		年金特別会計 (0343) 内閣府及び厚生労働省所管
		(庁名) 厚生労働省年金局 (〇〇〇) _____
送付金額	千 百 十 万 千 百 十 円	翌年度6月1日以降現年度歳入組入

第二片

### 領 収 控

国庫金		送	第 _____ 号
(取納職員所属氏名)		下記の金額を領収しました。 (領収年月日及び領収者名)	
		令和 _____ 年度	
		年金特別会計 (0343) 内閣府及び厚生労働省所管	
		(庁名) 厚生労働省年金局 (〇〇〇) _____	
送付金額	千 百 十 万 千 百 十 円	翌年度6月1日以降現年度歳入組入	

第三片

### 領収済通知書

国庫金		第 _____ 号
(取納職員所属氏名)		下記の金額を領収しました。 (領収年月日及び領収者名)
		令和 _____ 年度
		年金特別会計 (0343) 内閣府及び厚生労働省所管
		(庁名) 厚生労働省年金局 (〇〇〇) _____
送付金額	千 百 十 万 千 百 十 円	翌年度6月1日以降現年度歳入組入

#### 備 考

1. 用紙寸法は各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
2. 各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
3. 各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
4. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

第百十四条 (特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法施行規則の一部改正) (平成二十年厚生労働省令第三号) の一部を次のように改正する。

<p>第二十八條 第二十五條第一項及び第三項、第二十六條第一項並びに前条第一項及び第二項の請求書には、提出の年月日を記載しなければならない。</p>	<p>改正後</p>	<p>第二十八條 第二十五條第一項及び第二項、第二十六條第一項並びに前条第一項及び第二項の請求書には、提出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。</p>	<p>改正前</p>
--	------------	--	------------

第百十六條 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則の一部改正  
 次表のように改正する。  
 (傍線部分は改正部分)

<p>第十八條 非入所者は、非入所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び非入所者給与金の額について、認定を受けなければならない。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>三 認定非入所者は、次に掲げる事項を記載した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>四 六 (略)</p>	<p>第十八條 非入所者は、非入所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び非入所者給与金の額について、認定を受けなければならない。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>三 認定非入所者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>四 六 (略)</p>
---	---

様式第二号を次のように改める。  
様式第二号（第十四条関係）

第一片

### 送付書・領収証書

国庫金		第 _____ 号															
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <small>(取納職員所属氏名)</small> </div> </div>		下記の金額を領収しました。 <small>(領収年月日及び領収者名)</small>															
		令和 _____ 年度															
		年金特別会計 (0343) _____ 内閣府及び厚生労働省所管															
		<small>(庁名)</small> 厚生労働省年金局 (〇〇〇) _____															
送付金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">十</td><td style="width: 10%;">万</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">十</td><td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>	千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円										
<small>翌年度6月1日以降現年度歳入組入</small>																	

第二片

### 領収控

国庫金		送	第 _____ 号																
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <small>(取納職員所属氏名)</small> </div> </div>		下記の金額を領収しました。 <small>(領収年月日及び領収者名)</small>																	
		令和 _____ 年度																	
		年金特別会計 (0343) _____ 内閣府及び厚生労働省所管																	
		<small>(庁名)</small> 厚生労働省年金局 (〇〇〇) _____																	
送付金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">十</td><td style="width: 10%;">万</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">十</td><td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>			千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
<small>翌年度6月1日以降現年度歳入組入</small>																			

第三片

### 領収済通知書

国庫金		第 _____ 号																
<small>あて先 歳入徴収官 所 属 庁 名 所 在 地</small>  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <small>(取納職員所属氏名)</small> </div> </div>		下記の金額を領収しました。 <small>(領収年月日及び領収者名)</small>																
		令和 _____ 年度																
		年金特別会計 (0343) _____ 内閣府及び厚生労働省所管																
		<small>(庁名)</small> 厚生労働省年金局 (〇〇〇) _____																
送付金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">十</td><td style="width: 10%;">万</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">十</td><td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円											
<small>翌年度6月1日以降現年度歳入組入</small>																		

#### 備 考

1. 用紙寸法は各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
2. 各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
3. 各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
4. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

第百十七条 (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正)  
様式第一号 (表面) 及び様式第二号 (表面) 中「三」を削る。

平成二十三年厚生労働省令第九十三号の一部を次のように改正する。

様式第3号(第24条関係) (裏面)

受診所見の内訳

項 目		実施者数	有所見者数
白血球数	男	人	人
	女	人	人
白血球百分率	男	人	人
	女	人	人
赤血球数	男	人	人
	女	人	人
血色素量	男	人	人
	女	人	人

項 目		実施者数	有所見者数
ヘマトクリット値	男	人	人
	女	人	人
眼	男	人	人
	女	人	人
皮膚	男	人	人
	女	人	人

備 考

- で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとすること。
- 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の( 月～ 月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 「対象年」の欄の(報告 回目)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は除染等業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 「有所見者数」の欄は、各健康診断項目の有所見者の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数を記入すること。
- 「作業の種別」の欄は、同欄に掲げる1～4の作業の区分に応じた数字を記入し、( )内には具体的な作業内容を記入すること。
- 線量による区分は、今回の健康診断を行った日の属する年の前年一年間に受けた線量によって行うこと。

第百二十条 (死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の特例等に関する法律) 第百八号の表の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

第四条 (申出書の記載事項) 第一条及び前条の規定によって提出する申出書には、申出の年月日を記載しなければならない。	改 正 後
	改 正 前
第四条 (申出書の記載事項) 第一条及び前条の規定によって提出する申出書には、申出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。	改 正 後
	改 正 前

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第三十条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則(平成三十年厚生労働省令第百五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(請求書等の記載事項)</p> <p><b>第六十二条</b> 第一章から第三章までの規定(第六条、第二十一条、第三十六条及び第五十一条を除く。次条において同じ。)によって提出する請求書又は届書(次条において「請求書等」という。)には、請求又は届出の年月日を記載しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(請求書等の記載事項)</p> <p><b>第六十二条</b> 第一章から第三章までの規定(第六条、第二十一条、第三十六条及び第五十一条を除く。次条において同じ。)によって提出する請求書又は届書(次条において「請求書等」という。)には、請求又は届出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。</p>

様式第一号（第二条第二項第三号及び第十七条第二項第三号関係）

老齡 年金生活者支援給付金 所得・世帯状況届  
補足的老齡

日本年金機構理事長 殿

令和 年度

令和 年 月 日提出

様式第一号を次のように改める。

住	所	
請 求 者	個人番号（又は基礎年金番号） 年金コード	
	氏 名	
	生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	合 計 所 得 金 額 （地方税法第292条第1項第13号）	円
	公 的 年 金 等 収 入 金 額	円
	公的年金等に係る雑所得の金額	円
	※前年所得合計額	円
課 税 状 況（均 等 割）	課税 ・ 非課税 ・ 未申告 ・ 課税台帳なし	
世 帯 員 1	氏 名	
	生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	課 税 状 況（均 等 割）	課税 ・ 非課税 ・ 未申告 ・ 課税台帳なし
世 帯 員 2	氏 名	
	生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	課 税 状 況（均 等 割）	課税 ・ 非課税 ・ 未申告 ・ 課税台帳なし
世 帯 員 3	氏 名	
	生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	課 税 状 況（均 等 割）	課税 ・ 非課税 ・ 未申告 ・ 課税台帳なし
世 帯 員 4	氏 名	
	生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	課 税 状 況（均 等 割）	課税 ・ 非課税 ・ 未申告 ・ 課税台帳なし
世 帯 員 5	氏 名	
	生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	課 税 状 況（均 等 割）	課税 ・ 非課税 ・ 未申告 ・ 課税台帳なし
そ の 他		
※ 審 査		
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日		市町村長 ㊟

◎ ※印の欄は、記入しないでください。

備 考 1. 用紙の寸法は、A列4番とする。

2. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

様式第二号 (第三十二条第二項第三号及び第四十七条第二項第三号関係)

障害 年金生活者支援給付金 所得状況届  
遺族

日本年金機構理事長 殿

様式第二号を次のように改める。

令和 年度		令和 年 月 日提出	
個人番号(又は基礎年金番号) 年金コード			
氏 名			
生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		
住 所			
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	(うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数		人)
	(うち特定扶養親族の数		人)
	(うち16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数		人)
同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無	有(70歳以上・70歳未満) ・ 無		
前 年 所 得 合 計 額			円
請 求 者	雑 損	円	
	医 療 費	円	
	社 会 保 険 料	円	
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	円	
	配 偶 者 特 別	円	
控 除	障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者、扶養親族及び同一生計配偶者の合計数	人	
	特別障害者である控除対象配偶者、扶養親族及び同一生計配偶者の合計数	人	
	障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の別	障 ・ 特障 ・ 寡 ・ 寡特 ・ 勤	
	地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額	円	
※控除後の所得額			円
そ の 他			
※ 審 査			
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日			
			市町村長 印

◎ ※印の欄は、記入しないでください。

- 備 考 1. 用紙の寸法は、A列4番とする。  
 2. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

様式第五号（第八十九条関係）

様式第五号を次のように改める。

第一片

送付書・領収証書		国庫金	第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: 5px;">(収納職員所属氏名)</div> </div>		下記の金額を領収しました。	
		(領収年月日及び領収者名)	
令和 年度		厚生労働省主管(6118)	
一般会計		(庁名) 厚生労働省大臣官房	
送付金額		千 百 十 万 千 百 十 円	
翌年度6月1日以降現年度歳入組入			

第二片

領 収 控		国庫金	送	第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: 5px;">(収納職員所属氏名)</div> </div>		下記の金額を領収しました。		
		(領収年月日及び領収者名)		
令和 年度		厚生労働省主管(6118)		
一般会計		(庁名) 厚生労働省大臣官房		
送付金額		千 百 十 万 千 百 十 円		
翌年度6月1日以降現年度歳入組入				

第三片

領収済通知書		国庫金	第 号
宛て先 分任歳入徴収官 所属庁名 所在地  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: 5px;">(収納職員所属氏名)</div> </div>		下記の金額を領収しました。	
		(領収年月日及び領収者名)	
令和 年度		厚生労働省主管(6118)	
一般会計		(庁名) 厚生労働省大臣官房	
送付金額		千 百 十 万 千 百 十 円	
翌年度6月1日以降現年度歳入組入			

備 考

1. 用紙寸法は各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
2. 各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
3. 各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
4. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

(ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則の一部改正)  
 第百三十三条 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則(令和元年厚生労働省令第七十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(補償金の請求)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>(支払未済の補償金の申出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p>	<p>(補償金の請求)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、請求をしようとする者が署名又は記名押印をするともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>(支払未済の補償金の申出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、申出をしようとする者が署名又は記名押印をするともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p>

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第五十号)の一部を次のように改正する。